パブリックコメントを募集します

~ 暮らしやすいまちづくりのため、あなたの意見を聞かせてください ~



4つのパブリックコメントを募集します。提出方法はすべて次のとおりです。 【提出方法】 住所・氏名・電話番号・意見の件名を記入し、ご意見(「該当箇所」とそれに対する「意見内容」)を記載の上、郵送・FAX・E メール(添付ファイルは不可)・持参のいずれかで提出してください。持参の場合は支所にも提出できます。

※提出していただいたご意見は計画策定の検討資料とさせていただき、市の 意見と併せて担当課・各支所・市ホームページで公表します。

※個別の回答は行いません。

パブリックコメントとは、市の 重要な計画などを策定する場合 に、事前にその案を示し、案に対 する市民の皆さんからの意見を募 集する制度です。寄せられたご意 見を計画策定の参考にします。

市営住宅管理条例改正

伊賀市営住宅管理条例は、市営住宅を適正に管理することで市民の皆さんに安価な住宅を提供し、入居者の生活の安定を図ることによって、暮らしやすいまちづくりを目的として定められた条例です。

【募集内容】

伊賀市営住宅管理条例改正に対するご意見

【閲覧資料の設置場所】

- ①市ホームページ
- ②建築住宅課・各支所振興課・各地区市民センター

【募集期限】 12月14日金

【提出先・問い合わせ】 〒 518-1395

伊賀市馬場 1128 番地 伊賀市建設部建築住宅課

☎ 43-2330 FAX 43-2332

⊠kenchiku@city.iga.lg.jp

住生活基本計画(中間案)

~多世代が共に支え合い、地域の持続ある 暮らしを実現できるしくみづくり~

伊賀市住生活基本計画は、平成 25 年度から平成 34 年度の 10 年間の計画で本年度に策定をします。住生活基本法に定める基本理念をもとに、住み慣れた地域で住み続けられるまちの創造をめざして、行政・市民・事業者がどう取り組むべきかを示し、実施するための計画です。

【募集内容】 伊賀市住生活基本計画(中間案)に対するご意見

【閲覧資料の設置場所】

- ①市ホームページ
- ②建築住宅課・各支所振興課・各地区市民センター

【募集期限】 12月14日 金

【提出先・問い合わせ】

〒 518-1395 伊賀市馬場 1128 番地

伊賀市建設部建築住宅課

☎ 43-2330 FAX 43-2332

⊠kenchiku@city.iga.lg.jp

空き家等の適正管理に関する条例

伊賀市空き家等の適正管理に関する条例は、市内にある空き家などを適正に管理することにより、生活環境を守り清潔で安全な市民生活を送っていただくことを目的として定める条例です。

【募集内容】

伊賀市空き家等の適正管理に関する条例に対する ご意見

【閲覧資料の設置場所】

①市ホームページ

②市民生活課・各支所住民福祉課・各地区市民センター

【募集期間】 12月5日3~18日3

【提出先・問い合わせ】

〒 518-8501 伊賀市上野丸之内 116 番地伊賀市人権生活環境部市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641 ⊠shimin@city.iga.lg.jp

第2次同和施策推進計画(中間案)

同和施策推進計画は平成20年に策定し、「伊賀市人権尊重都市宣言」の理念と「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」の理念を踏まえ、同和問題の早期解決をめざし、今後の同和行政施策を、総合的、計画的に進めるための計画です。

【募集内容】

第2次同和施策推進計画(中間案)に対するご意見 【閲覧資料の設置場所】

- ①市ホームページ
- ②同和課・各支所住民福祉課・各地区市民センター

【募集期間】

12月3日(1)~21日(金)

【提出先・問い合わせ】

〒 518-1422 伊賀市平田 650 番地

大山田農村環境改善センター内

伊賀市人権生活環境部同和課

☎ 47-1287 FAX 47-1288 ⊠douwa@city.iga.lg.jp

── 年末年始の資源・ごみ収集と持ち込みのお知らせ **──**

年末年始のごみの収集は、「資源・ごみ収集カレンダー」(伊賀北部地区)・「ごみ収集日程表」(伊賀南部地区)のとおりです。持ち込みの場合、次のとおり受け入れますので時間内に搬入してください。(処理手数料が必要です。) ※特に年末は、処理施設での受付が混雑しますので、なるべく早い時期に搬入してください。

~伊賀北部地区~

上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田地区

◆可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、容器包装プラスチック、 金属類、紙・布類、びん類、ガラス・せとものなど ※必ずごみの種類ごとに分けて搬入してください。

【年末の受付】 12月30日回まで 【年始の受付】 1月4日)から

【受付時間】 午前9時~午後4時30分

【手数料】 50kg 以下 500 円

※ 50kg を超える場合は、50kg ごとに 500 円

【持込先】 さくらリサイクルセンター (治田 3547-13)

☎ 20-9272 FAX 20-2575

◆コンクリート、土、瓦、レンガ、タイル

【年末の受付】 12月30日回まで 【年始の受付】 1月4日 金から 【受付時間】 午前9時~午後4時

【手数料】 搬入車輌の最大積載量に 100kg あたり 500 円を乗じた額

※ 100kg 未満でも 100kg とみなします。

【持込先】 不燃物処理場(西高倉 4631) ☎ 23-8991

~伊賀南部地区~ 青山地区

◆燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源、 容器包装プラスチック

※必ずごみの種類ごとに分けて搬入してください。

【年末の受付】 12月29日出まで 【年始の受付】 1月4日織から 【受付時間】

○午前8時30分~正午

○午後1時~4時30分

【手数料】 10kg ごとに 120 円 ※資源は無料 【持込先】 伊賀南部クリーンセンター (奥鹿野 1990)

☎ 53-1120 FAX 53-1125

【問い合わせ】

◆伊賀北部地区

清掃事業課 ☎ 20-1050 FM 20-2575 各支所住民福祉課 ※青山支所を除く。

◆伊賀南部地区

伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120 FM 53-1125 青山支所住民福祉課 ☎ 52-3227 FM 52-2174

年末の 交通安全県民運動 実施!



【期 間】 12月11日(火)~ 20日(木)

【運動の重点】

- ○子どもと高齢者の交通事故防止
- ○全ての座席のシートベルトとチャ イルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

【問い合わせ】

市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641



ごみの適切な分別について

~さくらリサイクルセンターの分析結果より~

さくらリサイクルセンターでは、伊賀北部地区の一般廃棄物 (可燃ごみ・資源化ごみ)を一体 的に処理しています。

伊賀北部地区における可燃ご みの発生量は、平成19年1月 の伊賀市指定ごみ袋制度の導入 以来、平成22年度末までは減少 していましたが、平成23年度は 前年度の横ばい、平成24年度の



上半期では前年度の同時期を上回る結果となっています。市では資源ごみの分別をさらにすすめていくため、管内で収集した可燃ごみの分析を行っています。調査の結果、容器包装プラスチックや紙類に分別されるものが10~20%混入されていました。市民の皆さんには、今後とも分別の徹底にご協力をよろしくお願いします。

【分析調査結果概要】

	分析量	可燃ごみ (分析適合率)	容器包装 プラスチック	紙類	その他
1	98.07kg	75.79kg (77.3%)	10.32kg (10.5%)	8.64kg (8.8%)	3.32kg (3.4%)
2	104.32kg	91.10kg (87.3%)	2.86kg (2.8%)	9.62kg (9.2%)	0.74kg (0.7%)
3	101.92kg	87.08kg (85.4%)	5.68kg (5.6%)	7.30kg (7.2%)	1.86kg (1.8%)
4	115.20kg	95.28kg (82.7%)	3.00kg (2.6%)	10.32kg (9.0%)	6.60kg (5.7%)
5	94.30kg	77.26kg (81.9%)	5.36kg (5.7%)	11.14kg (11.8%)	0.54kg (0.6%)

【問い合わせ】 清掃事業課 ☎20-9272 FAX20-2575